下田市移住希望者滞在費補助金Ｑ＆Ａ

|  |
| --- |
| Ｑ１：移住希望者滞在費補助金とは、どのような制度ですか。  Ａ１：下田市への移住を目的とした活動をするうえで、市内の宿泊施設を利用した場合に、宿泊費の一部を補助する制度です。  Ｑ２：「移住を目的とした活動」とは、どのような活動ですか。  Ａ２：次の活動です。なお、移住希望者滞在費補助金の対象となるには、いづれかの要件を満たす必要があります。  　　　○　下田市への移住を目的として、住居又は仕事を探す活動  　　　○　移住のために下田市の文化や歴史、風土、気候等を知るために宿泊する活動  Ｑ３：どのような人が対象になりますか。  Ａ３：次の要件にすべて該当する方が対象となります。  　　　○　住民票の住所が静岡県外にある方  　　　○　下田市への移住を目的とする活動のため、下田市内の宿泊施設を利用する方  　　　○　滞在期間中、下田市担当職員と面談が行える方  　　　○　2親等以内の親族が市内に住所を有していない方  　　　○　転勤・婚姻等による転入予定者でない方  　　　○　暴力団員でない方  Ｑ４：滞在期間中の面談とは、どのようなものですか。  Ａ４：下田市には、移住を希望される皆様をサポートする担当職員がいます。  　　　「面談」とは、この担当職員が今後の相談や情報提供等のサポートをするためのヒアリングです。所要時間は最短で15分程度で、ご指定の日時と場所にお伺いします。ご希望であれば、車での町内案内、先輩移住者の体験談を聞く機会等も調整いたします。  Ｑ５：補助金をうけるには、どのような手続きが必要ですか。  Ａ５：補助金の交付には、次の手続きが必要です。  　　　①　下田市で移住を目的とした活動を開始する7日前までに、下田市移住希望者滞在費補助金交付申請書に住民票等の写しを添えて提出してください。  　　　②　下田市での移住を目的とした活動の終了後、下田市移住希望者滞在費補助金実績報告書に活動実績書、領収書等支払を証する書類の写しを添えて提出してください。  　　　③　下田市移住希望者滞在費補助金交付請求書を提出してください。  　　　　なお、様式は下田市ホームページからダウンロードしてご利用いただ　くか郵送いたしますので、下田市役所統合政策課までご連絡ください。  Ｑ６：補助金の額は、いくらですか。  Ａ６：基本宿泊料金の２分の１以内、１回あたり2泊を上限とします。ただし、1泊あたりの補助額は、1世帯2人、1人4,000円が上限となります。  Ｑ７：基本宿泊料金とは、どのような宿泊料金ですか。  Ａ７：基本宿泊料金とは、標準的な1泊2食付き（朝食のみ、食事なしの場合も含む）の料金です。なお、追加の料理、酒類及びサービス料金等は含みません。  Ｑ８：補助金交付申請では、「朝食なし」での宿泊予定でしたが、当日になって朝食をとりました。このような場合、朝食の料金は補助対象となりますか。  Ａ８：1泊2食付きの宿泊を標準的な宿泊としますので、補助対象となります。ただし、「下田市移住希望者滞在費補助金交付（変更・中止）申請書」を提出していただく必要がございます。なお、2食付の予定が「食事なし」に変更なるなど、宿泊料金が減額をなる場合も同様に申請が必要です。  Ｑ９：補助をうけることができるのは、1回限りですか。  Ａ９：同一申請者につき、同一年度5回まで対象となります。また、初回の新申請から起算して、2年間を限度とします。（最大10回、20泊）  Ｑ10：初日に下田市に宿泊し、2日目がＭ町、3日目に再び下田市に宿泊した場合、宿泊回数はどうなりますか。  Ａ10：2回にカウントします。設問のように途中で他町への宿泊が入る場合、初日で1回、3日目で1回とカウントします。よって申請は2回分が必要です。  Ｑ11：3泊以上の連泊をした場合、3泊目以上は補助対象になりますか。  Ａ11：補助対象になります。ただし、1回の宿泊の上限は2泊までなので、  3泊以上宿泊される場合は、複数回分に分けて申請する必要があります。  　　　例）①3泊4日の場合  　　　　　　初めの2泊で1回目分の申請、3泊目を2回目分として申請  　　　　　②６拍7日の場合  　　　　　　初めの2泊で1回目分の申請、３，４泊目を2回目分として申請、５，６泊目を3回分として申請 |